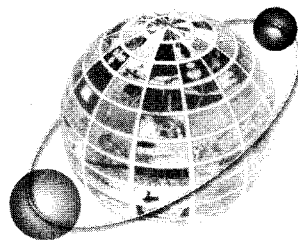


# 忘れられる権利

情報公開クリアリングハウス理事 奥津 茂樹



**情** 報化が飛躍的に進展する中で、従来までの権利概念では対応できない時代になってきた。そもそもプライバシーは新しい人権の一つだが、その進化系として最近注目されているのが「忘れられる権利」だ。古典的なプライバシー概念は「個人の私生活上の秘密」を守ることを主眼とした。インターネットやSNSの急速な発達は、この守るべき秘密が何者かによって晒され、それが無制限に拡散される事態を引き起こしている。忘れられる権利の登場はサイト運営者だけではなく、自治体にも難問を突き付けている。

## グーグルの敗訴

この権利を一躍有名にしたのは、大手検索サイト「グーグル」に対する裁判である。14年5月、EUの司法裁判所がスペイン人男性の訴えを認めて、彼の検索結果の削除を同社に求める判決を出した。

検索結果として表示される情報の中には、社会保険料の滞納や所有不動産の競売等の事実に関する情報が含まれていたという。いずれも「個人の私生活上の秘密」であり要保護性が高い。

判決は掲載目的や時間経過を踏まえて「不適切で必要性がなく過剰」な場合はグーグルが検索結果の削除義務を負うと判断した（朝日新聞16年8月24日）。同紙によれば、現在

までに欧州ではすでに「150万件の削除依頼」があるという。

グーグルは情報掲載者でないにもかかわらず、また、ネット上にプライバシーをさらした張本人ではないにもかかわらず、削除要請を審査し、実行するための莫大なコストを負うことになった。

この裁判に先立ち、12年1月、EUは「一般データ保護規則案」を公表した。忘れられる権利は、この中に盛り込まれている。そして、16年4月、EU議会本会議はこれを可決し、18年に発効する予定だ。

ちなみに15年に改正された個人情報保護法（基本法）は、EUのデータ保護指令（95年）の大きな影響を受けている。忘れられる権利の取り扱いが、日本の個人情報保護制度の中で大きな議論になるのは時間の問

題である。

## 日本の司法判断は？

こうした未来を先取りするよう、日本国内でも忘れられる権利をめぐる裁判が起きている。たとえば、14年8月、大手検索サイト「ヤフー」を被告とする裁判の判決が、京都地裁で言い渡された。

判決文によれば、原告は40代男性で、「サンダルに仕掛けた小型カメラで女性を盗撮した」疑いで12年11月に逮捕され、13年4月に執行猶予付きの有罪判決を受けている。原告の氏名で検索すると、これらの事実が表示される。そのため原告は110万円の慰謝料と表示の差し止めを求めている。

これに対して判決は、訴えを棄却とする判決を下した。原告の犯罪行為が「特殊な行為態様の犯罪事実に係るものであり、社会的関心が高い事柄である」こと、被告による検索サービスの提供は「一般公衆が、本件逮捕事実のような公共の利害に関する事実の情報にアクセスしやすくする」という「公益を図る目的が含まれている」ことなどから、違法性が阻却されると判断した。

一方、別の裁判では、裁判所が検索結果の削除を認めた例もある。被告は「グーグル」で、原告は児童買春・ポルノ禁止法違反の罪で略式命令を受けていた男性だ。削除を求める仮処分の申し立てに対して、さいたま地方裁判所は「犯罪の性質にもよるが、ある程度の期間の経過後は、過去の犯罪を社会から『忘れられる権利』がある」と判断した（東京新聞16年2月28日）。

同決定は「忘れられる権利」を認めた日本初の司法判断として注目されたが、「グーグル」の抗告を審理した東京高裁は上記のさいたま地裁決定を取り消した。忘れられる権利については「法律で定められたものではなく要件や効果が明確でない」というのが理由だという（日本経済新聞16年7月13日）。

まだ事件数が少ないので何ともいえないが、制度上の位置づけが不明確なため、これからの司法判断は大きく揺れ動くはずだ。

## 情報掲載者の責任



国内外の裁判はいずれも大手検索サイトが、「個人の私生活上の秘密」を表示させたことの是非が問われた

ものだ。その点で、本誌の読者である自治体職員にとって、忘れられる権利は無縁のように思える。しかし、そのように安心してしまつてよいのだろうか。

忘れられる権利を主張する側が求めるものは、自身に不利な事実にかかわる情報の削除（権利保障）であり、それを掲載し続けてきたこと（権利侵害）に対する慰謝料である。ネットの性格から掲載者が匿名・仮名であることが多いことから、検索サイトに慰謝料請求や削除要求がされると考えることができる。

もし特定できれば、検索サイトとともに掲載者に対しても、削除と慰謝料を求めることは考えられる。自治体がホームページ等に掲載する情報に、忘れられる権利にかかわる情報はあつたのだろうか。

ヒントになるのは先にあげた2件の裁判が、いずれも犯罪行為であつたことである。犯罪行為は要保護情報であり、原則として自治体がホームページに掲載し、一般に公開するようなことはない。しかし、例外的に公開されることがある。それは、ほかでもない職員の懲戒処分にかかわる情報である。

自治体により公開の範囲、内容、

方法は異なるが、懲戒処分の公表基準を設けているところが多い。それに基づき、懲戒免職事案については職員の氏名と非行事実を報道機関等に公表し、それと同じものをホームページに掲載して積極的な情報提供に努める自治体もある。

たとえば、一例として埼玉県ホームページを紹介したい。「県政ニュース（報道発表資料）」というコーナーには、ときおり「職員の懲戒処分について」というタイトルの文書が掲載される。そして、懲戒免職事案については氏名も掲載される。

ために「他人の住居敷地内に無断で侵入し、同住居の窓を開けて中を覗き、当該教諭所有のスマートフォンで同住居内にいる女性を撮影した」とされる教職員の氏名で「グーグル」で検索すると、「教職員の懲戒処分について―埼玉県」という情報がトップに表示された。

なお、この事案を取り上げたのは、「盗撮」という非行事実が「ヤフー」の事案と重なるからである。

## 公開と保護のジレンマ



職員の懲戒処分について十分な情報公開をしない自治体が多い中で、

埼玉県によるインターネット公開は称賛に値する。とりわけ、この問題に関心が強いマスメディアの評価は高い。しかし、忘れられる権利に視点を置き換えると、そのことが自治体にとってのリスクに転じることに留意しなければならない。

必要なことは、懲戒事案の積極的な情報公開がリスクになり得ることを認識し、万が一の事態に備えることである。

参考になるのは、京都地裁が違法性阻却事由としてあげた「公共性」「公益性」である。

氏名と非行事実の公表とホームページへの掲載に、どのような「公共性」「公益性」があるのかを確認したい。それを何らかの形で正当化したり、情報に付記、明示しておくことも大切だ。

また、ホームページへの掲載期間を改めて検討することも必要だ。ちなみに「ヤフー」の事案では犯行時から1年半、日本の「グーグル」の事案では3年超が経過していた。それが地裁レベルの判断の違いになつた可能性もある。

大切なことは、公開と保護との折り合いを慎重に検討し、速やかに実行することである。